

多摩都市計画地区計画の変更（稲城市決定）

都市計画平尾台西地区地区計画を次のように変更する。

名 称		平尾台西地区地区計画
位 置 ※		稲城市平尾二丁目地内
面 積 ※		約 6.9 ha
地区計画の目標		本地区は、戸建住宅を主体とした良好な居住環境の維持、保全を図るとともに、周辺の樹林地と調和した緑豊かな住宅地の形成を図ることを目標とする。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	緑豊かな居住環境を有する戸建住宅を主体とした低層住宅地を形成する。
	地区施設の整備の方針	地区内の道路、公園及び緑地について、その維持と保全を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な居住環境の維持、保全を図るため、「建築物等の用途の制限」、「建築物の建ぺい率の最高限度」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の高さの最高限度」、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」、「垣又はさくの構造の制限」、「建築物の緑化率の最低限度」を定める。
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	緑豊かであるおいのある街並み形成を図るため、生垣などによる沿道緑化及び敷地内緑化に努める。
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅（3戸建て以上の長屋を除く。）</p> <p>(2) 地区集会所</p> <p>(3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもの</p> <p>(4) 前各号に掲げる建築物に附属するもの</p>
	建築物の建ぺい率の最高限度	10分の4

地区整備 計画	建築物等に 関する 事項	建築物の敷地面積 の最低限度	165 m ² ただし、市長が公益上やむを得ないと認めた建築物の敷地として使用するものについては、この限りでない。
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、次に掲げるとおりとする。 (1) 道路境界線までの距離は、1.0m以上とする。 (2) 敷地境界線までの距離は、1階部分にあつては1.0m以上、2階部分にあつては1.5m以上とする。
			ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 ① 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であること。 ② 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m ² 以内であること。 ③ 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。
		建築物等の高さ の最高限度	建築物の高さは9m以下とし、軒の高さは6.5m以下とする。
		建築物等の形態 又は色彩その他の 意匠の制限	屋根及び外壁又はこれに代わる柱の面は、刺激的な色彩を避け、落ち着いた色調とする。なお、色彩については、東京都景観計画及び稲城市景観色彩ガイドラインによるものとし、屋根の色は無彩色又は茶系統とする。
		垣又はさくの 構造の制限	道路に面する部分にあつては、生垣又は透視可能なさくとする。 ただし、その基礎で地盤面からの高さが60cm以下のもの及び門柱にあつては、この限りでない。
		建築物の緑化率 の最低限度	10分の0.5

「区域は計画図表示のとおり」

※印は知事協議事項

〔理由〕稲城市景観色彩ガイドラインの施行に伴う「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」の変更等を行うため、地区計画を変更する。